

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （設置） <u>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。</u> 〔省略〕 （館長等） 第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。 2 館長は、会館の業務を掌理する。 3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、<u>学長の指名する副学長</u>をもって充てる。 （会館主事） 第4条 会館に会館主事（以下「主事」という。）を置き、本学の<u>専任教員</u>のうちから、学長が委嘱する。 2 主事は、在館する留学生の修学、研究及び生活上の諸問題に関する指導又は助言を行うとともに研究者の生活上の相談に応ずるものとする。 3 主事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 〔省略〕	〔省略〕 （目的） <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第66条第2項の規定に基づき、東京学芸大学国際交流会館（以下「会館」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 （館長等） 第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。 2 館長は、会館の業務を掌理する。 3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、<u>副学長（総務等担当）</u>をもって充てる。 （会館主事） 第4条 会館に会館主事（以下「主事」という。）を置き、本学の<u>専任教員</u>のうちから、学長が委嘱する。 2 主事は、在館する留学生の修学、研究及び生活上の諸問題に関する指導又は助言を行うとともに研究者の生活上の相談に応ずるものとする。 3 主事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>